

地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び
地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン

令和5年3月

千葉県

目 次

はじめに	1
本ガイドライン策定の趣旨	2
1 学校部活動	2
(1) 適切な運営のための体制整備	3
①学校部活動に関する方針の策定	3
②指導・運営に係る体制の構築	3
(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	4
(3) 適切な休養日等の設定	5
(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	6
(5) 学校部活動としての地域連携	6
2 地域クラブ活動	7
(1) 適切な運営のための体制整備	8
①参加者	8
②運営団体・実施主体	8
(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	9
①指導者の量の確保	9
②指導者の質の保障	10
(3) 適切な休養日等の設定	10
(4) 地域の特性を活かした活動	11
(5) 責任の所在と保険の加入	12
(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	12
3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備	13
(1) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い	13
(2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理	13
(3) 地域公共団体における総合的・計画的な取組	14
4 大会等への参加	15
(1) 生徒の大会参加	15
(2) 大会運営への従事	15
5 安全に配慮した体制整備	16
おわりに	18

はじめに

スポーツ・文化芸術活動は、人類が生み出した貴重な文化であり、障害の有無や年齢、性別の違いを越えて、その喜びを分かち合い、感動を共有することを可能とするものである。本県においては第13次千葉県体育・スポーツ振興計画を策定し、令和4年度から5年間に渡る各方面の取組を通じて「する・みる・支える」多様なスポーツの価値を「知る」ことにより更に深めていくことで、健康で豊かな生活の推進を図ることとしている。また、令和4年3月策定の『千葉県文化芸術推進基本計画』（令和4年度～6年度）では、あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を目指し、子どもたちが文化芸術に触れ親しむ機会の創出に取り組むこととしている。

こうした中、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動は、学校教育の一環として広く部活動が担ってきた。学校部活動では、誰もが手軽にスポーツ・文化芸術活動に触れられることで、健康で豊かな生活を実践する入口を提供してきただけでなく、社会性の獲得、家庭環境に起因する学校外活動の格差是正等、子どもたちの心身の健全育成に貢献してきた。

他方、学校部活動の運営は、必ずしも教師が担う必要のない業務でありながら、教師の献身的な支えにより実現されてきた。本県では、中学校及び義務教育学校において教師の60%以上の割合で、文部科学省によって定められた教師の超過勤務時間¹を超えて業務にあたっている現状がある。また、全国的に少子化が進行する中、本県においても5年ごとに年少人口（0歳から14歳まで）が約5%ずつ減少し、いずれは30%以上減少する見込み²があることから、地域や種目によっては、部員減少に伴い活動維持が困難となることも想定される。

以上のことから、教師の働き方を見直し、教師が教師でしか担うことのできない授業や生徒と向き合う時間に注力できる環境を整備するとともに、学校を地域社会の一部として、引き続き希望する生徒がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を確保するための在り方について本ガイドラインに整理することとした。

また、学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動の教育的意義や役割を継承しつつ、地域の特徴や、幅広い年代による地域社会の特性を活かし、誰でも自分なりの関わり方を選ぶことのできる新たなスポーツ・文化芸術活動の基盤を構築するために、望ましい地域連携の在り方について本ガイドラインにより整理するものである。

各地域、各学校においては、誰もがスポーツ・文化芸術活動に触れることができる持続可能な体制整備に速やかに取り組み、地域が一体となり、生涯にわたって豊かな生活を営むことができる地域社会が実現できるよう、本県における「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（平成30年6月改訂）と「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」（平成31年3月）を統合し、全面的に改定する。

1 本県においては国の基準を指針とした「学校における働き方改革推進プラン」（千葉県教育委員会 令和3年3月改訂）において、原則として条例等に定める勤務時間を超えた在校等時間が1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないこととしている。また、同プランにおいて各校種における勤務時間の現状を示している。

2 千葉県人口ビジョン（令和2年改訂版）による。

本ガイドライン策定の趣旨

(1) 趣旨

本ガイドラインは、学校を含めた地域全体における子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備するにあたり、持続可能な体制となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すとともに、新たな地域クラブ活動を推進するための県の考え方を示すものである。

(2) 対象

ア 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程，中等教育学校前期課程，特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

イ 本ガイドラインのうち「1 学校部活動」「5 安全に配慮した体制整備」については、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）の学校部活動についても原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を踏まえて運用する。また、小学校（義務教育学校前期課程，特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階についても対象とするが、児童の心身の発達の程度にさらに配慮するものとする。

ウ 本ガイドラインのうち「2 地域クラブ活動」「3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備」「4 大会等への参加」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とし、国立中学校においても学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。また、高等学校及び私立学校においては、学校の特色に応じて生徒が入学をしていることを踏まえ、学校の実情に応じて学校部活動の改革及び指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

1 学校部活動

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教育課程との関係は以下のとおりである。

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

高等学校学習指導要領（平成30年3月）【抜粋】

第1章 総則

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※特別支援学校においては，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）第1章第6節1（3），特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月）第1章第6款1（3）に同様の記載がある。

※運動部活動については，小学校学習指導要領解説体育編（平成29年）第3章3，中学校学習指導要領解説 保健体育編（平成29年7月）第3章3，高等学校学習指導要領（平成30年3月）第2章第6節第3款1も参考とする。

（1）適切な運営のための体制整備

①学校部活動に関する方針の策定

ア 学校の設置者（市町村教育委員会及び学校法人等。以下同じ。）は，「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）に則り，本ガイドラインを参考に，「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は，学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り，毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は，年間の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所，休養日及び大会参加日程等）を作成し，校長に提出する。

ウ 校長は，前記イの活動方針，活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は，前記イについて，各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう，【巻末資料】を用いるか，もしくは地域の実情に合った簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

②指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は，教師だけでなく，部活動指導員³や外部指導者⁴等の適切な指導者を確保することを基本とし，生徒や教師の数，部活動指導員の配置状況を踏まえ，指導内容の充実，生徒の安全確保，教師の長時間勤務の解消の観点から適正な数の学校部活動を設置する。

3 本ガイドラインでいう部活動指導員とは，学校教育法施行規則第78条の2に基づく「中学校におけるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員のことをいう。学校の教育計画に基づき，校長の監督を受け，部活動の実技指導，大会・練習試合等の引率等を行う。校長は，部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

4 本ガイドラインでいう外部指導者とは，無償又は有償のボランティアとして，部活動顧問の運営方針の下，顧問と協力，連携しながら，主に技術面における指導を補佐する地域人材のことをいう。

- イ 学校の設置者は、部活動指導員を確保し、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担える体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、教師の負担軽減を図る。
- ウ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- エ 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、必ずしも教師が担う必要のない業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教職員だけでなく保護者とも共有し、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針⁵」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、教師の業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- オ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や出退勤記録調査の結果、本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- カ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- キ 学校の設置者は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

（2）合理的かつ効果的な活動の推進

- ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮を含む）、活動場所における事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶するという意識を全ての教職員、保護者と共有し徹底する。
- 特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）に則った指導を行う。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

⁵ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、超過勤務時間の管理を行う。本県では「学校における働き方改革推進プラン」（千葉県教育委員会 令和3年3月改訂）において、部活動指導員の活動等も含め、段階的・総合的な取組を求めている。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動⁶の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の技能向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、生徒それぞれの目標が達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、発達や性別の違いに関わらず、誰もが自主的・協同的に活動に参画できるよう、適切な指導を行う。

オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が示す指導の手引きを活用し、前記アからエに基づく指導を行う。

(3) 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点⁷、前記(1)②エの視点を踏まえ、以下を基準とする。

●適切な活動時間

活動は平日を基本とし、1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。なお、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日に活動を行う場合は、長くとも3時間程度とする。

●休養日の設定

学期中は平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

6 いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれ得るものと一般的に捉えられていることから、本ガイドライン上では「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

7 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 学校の設置者は、(1) ①に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、活動時間及び休養日等を設定し、明記する。また後記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、(1) ①に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 活動時間及び休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。

(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 学校の設置者及び校長は、学校の指導体制に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しむ、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

- 例)
- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
 - ・レクリエーション志向で行う活動
 - ・体力づくりを目的とした活動
 - ・体験教室などの活動
 - ・誰もが一緒に活動することのできるアート活動

イ 市町村は、合同部活動や複数校の生徒が拠点校⁸の学校部活動に参加する等、学校や地域の実態に応じて円滑に活動を行うことのできる取組を推進する。その際、前記1 (1) ②アの観点も参考とする。

ウ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(5) 学校部活動としての地域連携

ア 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、後記2エに示す協議会の機能を活用する。

イ 学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施することなどにより連携を深め、多様な活動機会を設ける。

⁸ 拠点校部活動に参加する場合で、かつ在籍する学校に当該部活動や担当顧問等の設置がない場合においても、拠点校部活動に参加することが在籍校の方針であることが示されており、活動計画を備えている場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象となる。

ウ 地域のスポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

2 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

これを踏まえ、地域クラブ活動は、学校と連携し、公立中学校において学校部活動の維持が困難となる前に、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点から、活動の機会及び質の充実を図ることが重要である。

本ガイドラインでは、従来学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を、地域から支えに行く視点の重要性にも着目しつつ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について整理する。

ア 市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

イ 地域におけるスポーツ・文化芸術活動の運営団体・実施主体等の整備を通して、利用者のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組みめるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、全年代にとって、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進され、更に行政や関係団体、学校等が一体となった連携や、地域における多様な人材の活用につながる事が期待できる。

エ 市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

(1) 適切な運営のための体制整備

①参加者

ア 従来の学校部活動に所属していた生徒、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を対象とする。

イ 実際の活動にあたっては、前記アに加え、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する様々な年代の参加者とともに活動することも考えられる。

②運営団体・実施主体

ア 市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、想定される運営団体・実施主体は以下のとおり多様であり、地域の実情に応じて整備・連携していく必要がある。

例) ・総合型地域スポーツクラブ ・スポーツ少年団 ・地域のスポーツ協会
・競技団体 ・クラブチーム ・プロチーム ・民間事業者 ・大学
・フィットネスジム ・文化芸術団体 ・地域学校協働本部 ・保護者会
・同窓会 ・市町村自治体 ・複数の学校の部活動が統合して設立する団体

イ 市町村並びに各スポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行うことが求められる。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を策定し、公表する。その際、ウェブサイト等を有していない団体は、協議会や自治体等のウェブサイト等を利用することが考えられる。

(2) 合理的かつ効果的な活動の推進

①指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、希望する教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 市町村は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、必要に応じて人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。その際、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）が運営する公認スポーツ指導者マッチングサイトや本県が設置する広域人材バンク（仮称）を利用することが考えられるが、地域に根付いたスポーツ・文化芸術環境を構築する観点から、あくまで域内の指導者不足に対する補填的な利用とする。

ウ 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

エ 市町村及び教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師又は職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。その際、関係法令⁹、国が示す手引き等¹⁰も参考としつつ、以下の点に留意する。

●本人の意思の尊重

教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、兼職兼業を希望しない教師等が、やむを得ず兼職兼業を申請することがないように、申請者本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携の上、教師等の健康、本来業務への支障がないことも勘案して許可する。

例) 条例等に定めた勤務時間外における教師等の在校等時間に、兼職兼業により従事する時間を加算した時間が、複数月平均で月当たりの超過勤務時間80時間を超えないよう確認するとともに、適宜、支援及び指導・是正を行う。

●安定的な指導者の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体等において、教師等を指導者として雇用等する際は、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

●身分の明確化

教育委員会等は、地域クラブ活動における教師等の関与の実態の把握に努め、教師等が地域クラブ活動の実質的な指導者として恒常的に関与している場合、その管理主体を明確にする。¹¹

9 地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条、営利企業等の従事制限に関する規則第3条等を根拠とする。

10 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（厚生労働省）「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和3年2月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・スポーツ庁地域スポーツ課・文化庁参事官（文化芸術担当）付）」を参考とする。

11 教育関係職では、身分の明確化と活動内容の透明性を保障するため、報酬の有無や多寡に関わらず兼職兼業を要するよう設定している市町村もある。

②指導者の質の保障

- ア 市町村は、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。
- イ 市町村は、J S P Oをはじめとしたスポーツ・文化芸術団体¹² や千葉県¹³ が主催する指導者資格取得制度を、関係部署や団体等に広く周知するとともに、適宜活用する。
- ウ 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各スポーツ・文化芸術団体等と連携し、指導者の質を保障するための研修等実施の際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質に関するもののみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、これまでの部活動の意義や役割についても継承・発展させられるよう、学校教育関係者とも必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた活動ができるよう留意する。なお、地域文化クラブ活動においては、著作権についても指導者の理解を深める。
- エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者に問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口¹⁴ を活用し、公平・公正に対処する。市町村は、地域の実情に応じて、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携しつつ、第三者として相談を受ける窓口を設置し、解決に向けた支援を行う。
- オ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、1（2）に準じ、適切な指導の実施に努める。市町村は適宜、指導助言を行う。

（3）適切な休養日等の設定

- ア 地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう「1 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。
- その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2エ及び2（1）②に示す連携の在り方を踏まえ、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者で調整を図ることが必要である。

12 J S P O では、各競技団体等が連携し取得することができる公認スポーツ指導者の資格取得機会を拡充している他、競技別の資格を受講・取得できない場合はスタートコーチ（教員免許状所持者）やコーチ1資格の共通科目部分であるコーチングアシスタント資格の取得を円滑に行うことのできる取組をしている。また、千葉県吹奏楽連盟では、吹奏楽部の地域指導者の育成を目的とし、「吹奏楽部活動指導者認定講習」を開催している。

13 本県では、「千葉県スポーツリーダー養成講習」を定期において開催し、認定証の発行を行っている。同講習会は、スポーツ推進委員、スポーツプログラマー、生涯スポーツ公認指導員、スポーツリーダーの更新講習と兼ねることができ、既存の地域スポーツ指導者だけでなく、これから地域スポーツ指導者を目指す者の質の保障にも寄与するものである。

14 J S P O は、公認スポーツ指導者資格保有者及びスポーツ少年団登録者に対し、「登録者等処分規程」（令和5年1月1日施行）を適用し、審議対象となる行為者の属性等に応じて、千葉県スポーツ協会等を通して事実調査を実施の上、処分を決定する。

●適切な活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

●休養日の設定

学校の学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、当該活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、2（1）②ウに示す計画表の公表に当たっては、上記アの基準を踏まえ、活動時間及び休養日等を設定し、明記することが望ましい。また、活動実態の把握に努め、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長及び教育委員会等は、教師等に兼職兼業を許可する際、上記アも教師等の健康、本来業務への影響に関連すること、併存する学校部活動と同様に教育的意義を有することを踏まえ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と適切に連携し、活動実態の把握に努め、必要な指導助言を行う。

エ 活動時間及び休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部活動及び地域クラブ活動共通、学校区全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。

（4）地域の特性を活かした活動

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけでなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する。

イ 市町村は、学校を含めた公共施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行う。

エ 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、前記２エに示す協議会等を通じて、前記アからウまでを踏まえた地域クラブ活動が利用する際の利用ルール等を策定する。なお、策定に当たっては、各種通知や手引き¹⁵等を参考に取り組む。

オ 学校の設置者及び校長は、地域クラブ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(5) 責任の所在と保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するだけでなく、地域クラブ活動の指導者や参加者等に対して、事前及び定期において十分な理解を得て活動する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、分野・競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえるとともに、故意又は過失による賠償責任も想定した上で適切な補償内容である保険を選定し、指導者や参加者等に対して保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

なお、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを踏まえ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。

ウ 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

¹⁵ 「学校体育施設の有効利用に関する手引き」（令和２年３月スポーツ庁）、「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和３年１月文化庁）において、地域と協働した運営面・施設面の観点から課題を整理している。

3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進するに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

本県では、千葉県と千葉県教育委員会及びスポーツ・文化芸術団体等が連携し、「誰でも（年代や立場を問わず）やりたい（関わり方に関わらず）スポーツ・文化芸術活動が（目的や志向に応じて）できる（選び実践する環境）」というテーマを共有し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組んでいる。

市町村によっては、合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられるが、ここでは、地域の実情に応じた検討体制、スケジュール等の概ねの目安について示す。

(1) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い

ア 休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国が示す令和5年度から令和7年度末までの改革推進期間を踏まえ、本県では次のとおり段階的なスケジュールを目途とし、各地域の取組を支援する。

令和5年度：各市町村で実証的に1部活動の地域移行を目指す

令和6年度：前年度の取組を踏まえ、各学校で1部活動の地域移行を目指す

令和7年度：前2カ年の取組を踏まえ、各学校で複数の部活動の地域移行を目指す
各市町村で年度末までに全部活動地域移行完了までの推進計画を示す

イ 市町村は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

(2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理

ア 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域クラブ活動環境整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、前記アを推進する中で、各地域における課題を整理していく必要がある。なお、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、各地域における関係者間で丁寧に検討し、当該地域にふさわしい方針を決定する。

ウ 市町村は、前記2エに示す協議会等において、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、学校部活動との活動内容のバランスを考慮した上で、地域クラブ活動環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

エ 学校部活動から地域クラブ活動へ移行するに当たっては、以下のような体制整備を段階的に進めることが考えられる。

- 例)
- ・市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO法人、総合型地域スポーツクラブ等の運営団体を設立し、多様な実施主体と連携して行われる活動に指導者を派遣する。
 - ・既存の各種運営団体・実施主体の活動をベースに、中学生が参加する。
 - ・域内の各地区の実情に応じて、部分的に異なる体制で実施するものの、市町村が統括することで、最終的に生徒の体験格差を解消する。

オ 上記アからエのような体制を整備することが困難であり、改革推進期間終了後も休日に学校部活動を実施する場合には、生徒の活動環境を確保するとともに、教師の適切な勤務時間管理にも配慮する観点から、原則として部活動指導員による運用とし、できるだけ早期に地域クラブ活動へと移行する。¹⁶

カ 前記1(3)及び2(3)は、活動ごとの適切な休養日等の設定ではなく、成長期にある生徒に対し、心身の成長への影響に関する知見を根拠とすることから、学校部活動と地域クラブ活動の両方へ参加している場合、総括した活動として捉え、総合的に遵守する必要があることに留意する。

(3) 地域公共団体における総合的・計画的な取組

ア 市町村は、前記(1)から(2)の内容を踏まえ、具体的なスケジュールを含めた推進計画を策定する。

イ 前記アについて、市町村は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や方針、具体的な取組内容、見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

ウ 市町村は、関係部署・団体の緊密な連携・協力に基づき、計画の各段階における課題を整理し、合理的な推進組織体制を整備する。その際、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備であることから、計画の進捗状況に応じて地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となることが考えられる。

エ 市町村は、域内のスポーツ協会及び文化振興財団・文化協会などの団体が、市町村の取組に多面的に協力するとともに、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行うことができるよう連携する。

オ 市町村は、域内の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等が、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画することができるよう連携する。

¹⁶ 休日の学校部活動は縮小されていくこととなるため、改革推進期間後、休日における恒常的な中学校部活動指導に係る特殊業務手当(4号業務)の在り方について、廃止も含めて検討していく。大会引率等による特殊業務手当(3号業務)は、当該大会の引率が教員によってでしか認められない又は当該部活動の引率を教師が担うことが合理的とする理由が認められる場合にのみ適用すること等が考えられる。

- カ 市町村のスポーツ推進委員は、地域のスポーツ関係団体との連絡調整や、情報提供、指導者の確保等、市町村の求めに応じて地域スポーツ環境の整備に参画する。
- キ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

4 大会等への参加

(1) 生徒の大会参加

- ア 各地域の中体連並びに学校の設置者は、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、各大会の主催者と連携しつつ、学校部活動において生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- イ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、前記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ウ 大会等の主催者は、生徒間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなど、多様なニーズに応じた大会の在り方を検討する。

(2) 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は、原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域ボランティアの協力を得るなどして、できるだけ教師が引率しない体制を整える。
- イ 市町村において、部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合は、可能となるよう体制を見直す。
- ウ 大会の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対し、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- エ 教育委員会や校長は、大会運営に参画する教師等の服務について、大会の主催者からの委嘱を受けて従事することから、実費弁済の範囲を超えて報酬を得る場合には兼職兼業の許可を要する。その際、大会が教師等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて職務専念義務の免除手続きが必要となることに留意する。

オ 市町村は、各種大会運営に際し、例えば域内で運営ボランティアを募集したり、自治体の職員による動員を要請したりする等、大会の主催者等に対し、運営スタッフの確保に関する協力をを行う。

5 安全に配慮した体制整備

スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、活動の特性に応じて、怪我や事故、熱中症等の予防だけでなく、自然災害を含めた緊急時の対応等を適切に行うことができる組織体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中、スポーツ・文化芸術活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む重要性を踏まえ、望ましい体制整備の方向性を示す。

ア 学校の設置者及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、法令に基づいて施設や設備の定期的な安全点検を行うだけでなく、指導者や参加者に対しても、日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導・是正を行う。

イ 学校の設置者及び地域クラブの運営団体・実施主体において、活動する施設や設備を供用する場合、それぞれが円滑に管理できる体制を構築する中で、AEDの使用が容易であり、施設や設備を使用前後の状態や安全面に関する引継ぎも併せて把握できる環境の構築に配慮する。

ウ 学校の設置者及び地域クラブの運営団体・実施主体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、事前に対応を確認する。その際、安全確保への協力体制として、必要に応じて危機管理マニュアルを共有したり、保護者への連絡等に関する連携をしたりする等が考えられる。

エ スポーツ・文化芸術活動の指導者には、安全上の配慮及び緊急事態時の対応が求められることを鑑み、活動内容や指導対象に応じて一次救命処置講習を受けることが望ましい。

オ 熱中症への対応については、活動の内容や気象条件に応じてリスクが高まること。また、命の危険に直結することから、スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、適切な対応が求められる。

したがって、下記の基準を共有するとともに、前記 2 エ に示す協議会の連絡システムを活用するなど、熱中症警戒アラート等の情報を伝達する仕組みを整備し、必要な連携を行う。

また、大会等の主催者は、夏季であれば空調設備の整った施設の確保や、暑さ指数(WBGT)等の客観的数値に基づいた開催基準の設定、試合数の調整等、生徒の体調管理を最優先した対応を行う。

なお、暑さ指数(WBGT)については、運動を伴う活動前に毎回、計測・確認するとともに、気候の変化に注意しながら、活動中適宜、計測・確認する。

表 2-1 暑さ指数 (WBGT) に応じた注意事項等
(出典：環境省夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020 を一部改変)

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度	乾球温度	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
33度以上 熱中症警戒アラート発表					
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止※ 特別の場合 以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※特別の場合とは

医師，看護師，一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ，救護所の設置，及び救急搬送体制の対策を講じた場合，涼しい屋内で運動する場合等のこと。

1 一次救命処置保持者

心肺蘇生法及び AED の一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる，かつ熱中症の応急処置について理解しており，処置行動がとれる者。

2 救護所の設置

風通しのよい日陰や，できればエアコンの効いた室内等で，当事者が避難及び休憩できる場所を設置してあること。

3 救急搬送体制

当事者の応急処置，救急車の要請等，有事の際の救急連絡体制が整っていること。

*熱中症警戒アラート (試行) の運用指針，日本スポーツ協会熱中症予防運動指針を参照

おわりに・・・

学校部活動は、長年にわたり広く生徒のスポーツ・文化芸術活動の活動基盤を担ってきた我が国の普遍的な文化である。今日まで部活動に少なからず関わったことのある、あらゆる年代において、部活動の意義は生涯実感し続けるものであり、等しくその価値の継承が望まれているところである。

また、それ故に新たなスポーツ・文化芸術活動環境の構築に当たっては、従前の方法や価値観にとらわれず、柔軟な思考と強い意志を持って取り組む必要があると考える。

本県としては、部活動の教育的意義を過小評価することなく、また、一方で生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を存続させるためには、地域全体での一体的な取組が不可欠であることを踏まえ、学校単位の取組から地域単位の取組へと移行する方向性を示したところである。

本ガイドラインは、複雑に絡み合う諸課題の中で、現段階で考え得る方向性についての大枠を示すものであり、具体的な体制の構築には「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。

各市町村及び関係団体等においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、地域の実情に応じて、緊密な連携の中で知恵を結集し、引き続き誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる地域環境を創出することが期待される。

本県においては、各地域の具体的取組に寄り添いながら、適宜、課題解決に向けた調整及び見直しを行うこととする。